

山梨県公報

第千五百五十一号

平成十七年

三月三日

木曜日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第九十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定により、普通母樹林の指定を次のとおり解除する。

平成十七年三月三日

目次

予防接種の業務を行う医師	一〇九
普通母樹林の指定の解除	一〇九
道路の区域変更(三件)	一〇九
公告	一〇九
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名等の変更の届出	一一〇
平成十七年度前期技能検定の実施	一一一
平成十七年度全期(二級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施	一一二
車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定	一一四
車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法	一一四

告示

山梨県告示第九十八号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十七年三月三日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
三井 隆男	韮崎市本町一丁目十一番八号 三井医院
三井 茂	韮崎市本町一丁目十一番八号 三井医院
田野倉 正臣	韮崎市藤井町南下条三百三十八番地 たのくらクリニック

山梨県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
中巨摩郡田富町大字東花輪字宮本七四四番の一地先から 中巨摩郡田富町大字東花輪字宮本七四八番の一地先まで	旧	六・四	六・六	一七・〇
	新	六・九	六・九	一七・〇

七・二

山梨県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年三月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下神内川石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
山梨市大字下石森字雲林六一〇番の五地先から 山梨市大字下石森字雲林一三七四番の二地先まで	八・〇〇	一・〇〇	一一〇・〇
	四八・〇	八一・五	

● 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年七月三日まで縦覧に供する。
平成十七年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ダイエー大月店
 - (二) 所在地 大月市御太刀一丁目九百七十八番一
- 2 変更した事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫	株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫	株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年三月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山梨市停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
山梨市大字下石森字雲林六一〇番の五地先	八・〇〇	一・〇〇	一一〇・〇

公 告

から 山梨市大字下石森字雲林五八九番の二地先 まで	新	三一・五	一一〇・〇
		一一・〇〇	一三〇・〇
		五六・〇	

- 3 変更の年月日
平成十六年十月二十二日
- 三 届出年月日
平成十七年二月四日

● 平成十七年度前期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成十七年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 三級

園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

3 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事に係るものに限る。）、

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

- 1 実技試験
実施期日
平成十七年六月十三日（月）から同年九月十一日（日）までの間において、別
に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。
実施場所
別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表
平成十七年六月六日（月）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の掲示板上に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。
- 2 学科試験
実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
三級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成十七年七月三十一日（日）
1 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 2 三級 金属熱処理	平成十七年八月二十一日（日）
一級及び二級 園芸装飾、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	平成十七年八月二十八日（日）
一級、二級及び三級 写真	平成十七年八月三十一日（水）
1 一級及び二級 放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラ	平成十七年九月四日（日）

2 ワー装飾
単一等級
路面標示施工

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(2)の表に該当する者を除く。)及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、及び、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	一万五千七百元
婦人子供服製造	一万三千元

(2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、及び、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	一万五百円

(二) 学科試験
三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十七年四月四日(月)から同月十五日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、八十円切手をはったもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者の氏名は、平成十七年八月三十日(火)(金属熱処理及び写真を除く3級職種)、平成十七年十月四日(火)に県庁東側の掲示板に掲示するほか、合格者には、書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

●平成十七年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十七年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十七年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種等

1 実施職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作作業に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染、織物・ニット浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

2 受検資格

1 に掲げる職種のうち三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表
あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所
甲府市大津町二千三百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書

(二)(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装	一万五千七百元
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料（四の2の(一)に定められた額）及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

随時

- 5 提出先
甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）
- 6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、八十円切手をはったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

- 1 合格者の発表
合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。
- 2 合格証書等の交付
合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

- 車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定
車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。
平成十七年三月三日

一 指定する道路の路線名及び区間

山梨県知事 山 本 栄 彦

路線名	区間
一般国道一三九号	山梨県富士吉田市上吉田字溝下一四一四番の一地先から 山梨県富士吉田市下吉田字新田五八四八番の一地先まで
県道韮崎櫛形豊富線	山梨県南アルプス市大字寺部字村附己三三四二番の一地先から

二 指定する期日 平成十七年四月一日

山梨県南アルプス市大字鏡中条字知光一五〇六番地先まで

- 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法
車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
平成十七年三月三日

一 指定する道路の路線名及び区間

山梨県知事 山 本 栄 彦

路線名	区間
県道甲斐芦安線	山梨県甲斐市大字竜王字新堰橋一三七〇番の一地先から 山梨県南アルプス市大字上高砂字四番下六三〇番地先まで
県道南アルプス甲斐線	山梨県南アルプス市大字上今諏訪字秋宮四五〇番の一地先から 山梨県南アルプス市大字野牛島字横堰下一四二二番の一地先まで

二 指定する期日 平成十七年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル

以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番